

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	19 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年8月まで

私は、結婚するため昭和47年4月21日に事業所を退職し、A県B郡C町（現在は、D市C町）に住んでいた。その時、父から国民年金に加入するよう勧められ、父がC町役場で加入手続を行い、保険料を納付してくれ、国民年金手帳は父から渡された。父が亡くなっているため、どのように納付していたのか分からないが、父が納付してくれた結婚前の記録がおかしいので、第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の父親が納付してくれていたと主張しているところ、その父親は、国民年金加入期間について保険料を全て納付していることが確認でき、申立人の父親の納付意識の高さがうかがえる。

また、C町の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金の資格取得日は昭和47年8月1日と記録されていることが確認でき、上記名簿の検認記録から同年9月から11月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、納付意識の高い申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続を行った上で、3か月分の保険料を納付しながら、加入直後の1か月の保険料を納付しないのは不自然である。

一方、申立期間のうち昭和47年4月から同年7月までについては、国民年金被保険者台帳及び上記被保険者名簿のいずれにおいても、申立人の資格取得日が同年8月1日と記録されていることが確認できることから、当該期間は未加入期間と記録されており、申立人の父親が当該期間の保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人及び申立人の父親が昭和 47 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 8 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から61年2月まで

私が現在も勤務しているA社は、季節的事業を営んでいる関係で従業員を毎年、季節雇用していた。申立期間についても、昭和60年12月に厚生年金保険の資格を喪失後、翌年の61年3月に再加入するまでの間、国民年金に再加入し、国民年金保険料は会社が立替納付し、4月以降の給料から立替分が引き去りされていた。申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は元同僚二人と連番で昭和59年12月18日に払い出されていることが確認でき、そのうちの一人は、申立期間前にA社を退職しているものの、残る一人については、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間の国民年金の再加入手続及び国民年金保険料の納付について当該事業所に照会したところ、「従業員の国民年金の加入手続を一括して行い、国民年金保険料についても立替納付していた。」と証言しており、申立内容と符合する。

さらに、当該事業所は、申立期間当時、雇用保険についても社会保険と同様の手続を行っていたとしており、申立期間当時、申立人が雇用保険の基本手当を受給していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 2126 (事案 1280 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は、昭和43年12月頃、A市役所で国民年金の加入手続を夫と共に行ったとき、国民年金保険料額を聞き、44年1月に昭和43年度の保険料を夫婦共に一括して市役所で納付した。そのとき、担当者から42年度の国民年金保険料も遡って納付することができるが、市役所では納付できないとの説明を聞き、納付場所の記憶ははっきりしないが、その日のうちに納付した。

加入手続を行った以上は納付義務があるので、納付すべきものは納付しているはずであり、申立期間の国民年金保険料を一緒に納めた夫が第三者委員会であっせんとなっているので再申立を行った。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立については、申立人の夫についても当該期間の国民年金保険料が未納であることに加え、申立人は当該期間の保険料を過年度納付したとする具体的な記憶は無い上、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年10月13日付けで通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後において、申立人の夫が当該申立期間と同期間の記録の訂正を申し立てたところ、平成22年4月6日に当委員会で記録の訂正が必要であるとの決定がなされている。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き未納期間が無く、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は夫婦一緒に納付したと主張

しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年12月に夫婦連番で払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能な期間であり、申立人及びその夫の所持する国民年金手帳を見ると、昭和43年度の国民年金保険料を夫婦同時に一括して現年度納付していることが確認できる。

以上のことを踏まえると、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料を夫婦共に納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 9 月から 49 年 9 月まで
② 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで

申立期間①については、20 歳になったときに A 町（現在は、B 市）の役場から納付書が届き、郵便局で国民年金保険料を納付し、C 市に転居後は郵便局又は金融機関で、昭和 47 年頃は婦人会の集金で保険料を納付していた。申立期間②についても、領収書は無いが、納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、6 か月と短期間であるとともに、申立人は国民年金に加入以降、60 歳になるまで申立期間②を除き、国民年金加入期間について未納は無いことが確認できることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間②について、オンライン記録及び当時の国民年金被保険者台帳によると、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料について、現年度納付していることが確認できる上、申立人が申立期間の保険料を納付しなかった事情も見当たらないことから、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①については、C 市の「国民年金手帳払出簿」によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年 12 月 9 日に払い出されていることが確認でき、当時の国民年金被保険者台帳により、申立人は、同年 10 月 1 日に任意加入被保険者として国民年金の資格を取得していることが確認できる上、申立期間の最終月である同年 9 月の欄には、「今月まで不要」の押印が確認できる。

また、申立人の所持する年金手帳においても、初めて国民年金の被保険者となった日は、「昭和 49 年 10 月 1 日」と記載されていることが確認できることから、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる上、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年7月1日から4年8月1日までの期間、5年4月1日から6年11月1日までの期間、及び15年4月1日から同年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を2年7月から同年12月までは15万円、3年1月から同年6月までは14万2,000円、同年7月から4年3月までは16万円、同年4月から同年7月までは22万円、5年4月から6年7月までは24万円、同年8月から同年10月までは26万円、15年4月から同年6月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から15年7月1日まで

申立期間における厚生年金保険被保険者としての標準報酬月額の記録と、給与明細書の厚生年金保険料控除額による標準報酬月額に相違がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成2年7月から15年6月までの給与明細書（6年9月、9年3月、同年12月及び

10年12月を除く。)において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、2年7月から同年12月までは15万円、3年1月から同年6月までは14万2,000円、同年7月から4年3月までは16万円、同年4月から同年7月までは22万円、5年4月から6年7月までは24万円、同年8月及び同年10月は26万円、15年4月から同年6月までは36万円に訂正することが妥当である。

また、平成6年9月については、申立人は給与明細書を所持していないものの、当該月の前後の給与明細書の給与支給額及び保険料控除額がいずれも同額であることから、標準報酬月額は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が保管する給与明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が、当該期間について、長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間の給与明細書の保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年8月から5年3月までの期間、及び6年11月から15年3月までの期間については、申立人が保管する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年5月27日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年5月27日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

また、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、事業主は、申立人が昭和20年5月27日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年6月21日に喪失した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったと認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

また、当該期間については、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月14日から同年6月21日まで

私は、昭和20年3月14日にB丸を下船後、C社からD丸へ転船の命を受け、当時建造中の同船に入り、通信設備の設置・点検作業をしていた。同年5月27日に同船に乗船しE港からF国に向け出港し、E港へ帰路途中で同年6月*日に沈没するまで、同船に乗船していたのに、申立期間について、船員保険の記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する、昭和59年3月6日付けでC社が発行した証明書により、申立人は19年10月14日に入社し、時期は特定できないもののD丸に乗船し、20年6月*日に同船が沈没したことにより退社していることが確認できる。

また、D丸乗組員名簿により、申立人は同船に乗船していたことが確認できる上、工事実績によると、同船は昭和20年5月*日に竣工したことが確認でき、申立人が同年同月27日に同船に乗船したとする主張と符合する。

さらに、C社は、「当時はD丸を含む当社所有の船舶はA事業所に管理されていた。」と回答している。

加えて、予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）を船員保険の被保険者とする制度が申立期間中の昭和20年4月1日から開始されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年5月27日までの期間について、A事業所における船員保険の被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、C社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人と同性かつ同年代の元従業員の記録から60円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は既に解散しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立人は、当時の状況を具体的に記憶していること、及び上記D丸乗組員名簿から、申立人が昭和20年5月27日から同年*月*日までの間、同船に乗船していたことが推認できる。

また、戦時加算該当船舶名簿によると、C社所有のD丸の加算区域航行期間欄に「自20年5月25日至同年6月*日」、備考欄にA事業所の管理であったことを意味する「運」、及び沈没を意味する「沈」の記載が確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人が申立期間の前に乗船したとするB丸の被保険者記録、及び同船に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できるが、D丸に係る船員保険被保険者名簿は無い。このことについて、日本年金機構は、「申立人が乗船した同船に係る船員保険被保険者名簿は無く、同被保険者名簿が無い理由は不明であるが、同船が戦時加算該当船舶名簿に記載されていることから、当時船員保険に適用されていたものと考えられる。」としている。

これらを総合的に判断すると、D丸に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人に係る年金記録についても事業主は、申立人が昭和20年5月27日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年6月21日に同資

格を喪失する旨の届出を保険出張所に対し行ったものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第53条の規定により、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、戦時加算該当船舶名簿によると、D丸は、昭和20年5月25日から同年6月*日までの期間について、戦時加算該当船舶であることが確認できることから、申立期間のうち、同年5月27日から同年6月21日について、戦時加算該当期間とすることが必要である。

- 3 申立期間のうち、昭和20年3月14日から同年4月1日までの期間については、上記のとおり、申立人がC社に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は当該期間については、「B丸下船後、通信設備の設置・点検作業をしていた。」と供述しているところ、昭和20年4月1日に予備船員制度が開始されるまでは、当時の船員保険法(15年3月1日施行)第19条において、「船舶ニ乗組マザルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス」と定められていたことから、乗船していない当該期間については、申立人は船員保険の被保険者資格を取得することができなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間のうち昭和20年3月14日から同年4月1日までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間のうち昭和20年3月14日から同年4月1日までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年3月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月28日から同年3月10日まで

私は、昭和34年2月23日にA社に入社し、58年2月28日に退職するまでの間、継続して勤務していたと記憶しているにもかかわらず、C営業所からD工場への転勤の際の厚生年金保険被保険者記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する辞令書、申立人が所持する給与支払明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、A社において継続して勤務し（同社C営業所から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「申立人は、昭和39年2月11日付けで当社C営業所から当社D工場への異動辞令が発令されているが、業務引継のために実際の異動が同年3月となったにもかかわらず、当社C営業所での資格喪失の届出が誤って同年2月28日に行われたもので、同年3月10日の資格喪失が正しい届出である。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所に係る昭和39年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を既に廃棄しているが、誤った届出を行ったと思うとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで

私は申立期間については、A社において継続して勤務した。在籍証明書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、B社が発行した申立人に係る在籍証明書及び事業主の証言から判断すると、申立人は、A社において継続して勤務し（昭和47年12月1日に同社から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和47年11月30日を資格喪失日として届け出たと回答していることから、社会保険事務所は申立人に係る同年同月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年12月31日から22年6月1日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年6月1日であると認められることから、当該期間に係る喪失日の記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を210円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年12月31日から22年6月1日まで
② 昭和22年11月19日から23年2月1日まで

申立期間①については、C市にあるD工場で工場長として勤務し、A社から給与を貰っていたと記憶しているにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

申立期間②については、D工場が閉鎖になり、A社本部に異動したにもかかわらず、記録が欠落している。当該期間についても、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の厚生年金保険に係る記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録、並びにA社及び同社D工場に係るそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人は、昭和21年5月1日に、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月31日に同資格を喪失後、22年6月1日に同社D工場において、再度、同資格を取得していることが確認でき、申立期間①の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）によると、申立人が昭和21年5月1日にA社において被保険者資格を取得し、22年11月19日に同資格を喪失した旨の記録が確認できる。

また、A社に係る上記の被保険者名簿の標準報酬月額等級欄をみると、申立人は、昭和21年12月31日に厚生年金保険被保険者を資格喪失しているにもかかわらず、22年6月の標準報酬等級の決定の記録が記載されている上、その等級額は上記の旧台帳の記録と一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において継続してA社に係る厚生年金保険被保険者であったものと認められ、申立人の同社における資格喪失日は、昭和22年6月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿及び旧台帳の記録から、210円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人は「A社のD工場が閉鎖となった後、同社本部に移ったが、厚生年金保険の記録が欠落しているのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、B社は、「申立人の在籍等について、当時の記録を調査したものの、証明できる記録が無く確認できない。」と回答している上、申立期間②において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員9人に照会したものの、申立人が当該期間に勤務していたことを示す証言が得られないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、A社D工場に係る被保険者名簿において確認できる男性被保険者8人のうち、申立人を含む3人が同製作所の被保険者資格を喪失後、同社において、再度、同資格を取得していることが確認できるところ、3人全員、同社D工場に係る同資格を喪失後の2か月から3か月经過後に、同社に係る同資格を再度取得していることが確認できる。

さらに、申立人が昭和23年2月1日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した際の厚生年金保険被保険者番号は、21年5月1日に当該事業所で取得した同被保険者番号と異なっている。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和48年4月1日にA社に入社し、同年8月31日付けで退職した。保管している給与明細書により、この間、5回給与の支給を受け、5回とも厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書により確認できる出勤日数の明細及び保険料控除額から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和48年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が残っておらず不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和48年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社) C工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に、同社D工場における資格喪失日に係る記録を47年3月1日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額を、46年2月は5万2,000円、47年2月は6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月28日から同年3月1日まで
② 昭和47年2月29日から同年3月1日まで
昭和40年にA社に入社以来、継続して勤務している。記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る労働者詳細情報及び申立人の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和46年3月1日に同社C工場から同社D工場に異動、47年3月1日に同社同工場から同社E工場に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和46年2月及び同社D工場における47年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、46年2月は5万2,000円、47年2月は6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「申立人に係る労働者詳細情報のとおり届出を行い、保険料の納付も行っている。」と回答しているが、これを確認できる資料は無く、事業主が資格喪失日を昭和46年3月1日、47年3月1日とそれぞれ届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを46年2月28日、47年2月29日といずれも誤つ

て記録することは考え難いことから、事業主が46年2月28日、47年2月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る46年2月及び47年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、A社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年12月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月9日から同年12月10日まで

私は、昭和37年12月にA社B工場から同社本社に転勤した。この時に厚生年金保険の記録が2か月空白になった。継続して勤務していたので、記録を回復していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、事業主から提出された従業員詳細情報及びC健康保険組合の加入証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、元同僚の証言及び当該同僚が申立人とほぼ同時期に異動してきたと記憶する別の元同僚のA社本社に係る被保険者記録から、昭和37年12月10日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和37年9月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年10月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月20日から同年11月1日まで
昭和33年4月1日から定年退職した平成6年11月末日まで、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、昭和45年10月20日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっていることに納得できない。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、厚生年金台帳及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和45年10月20日に同社B支店から同社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和45年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和45年11月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 18 日

A社から支給された賞与のうち、申立期間に支払われた賞与に係る記録が、私が所持している賞与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険の記録が抜けている。

記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された平成16年6月度賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払いの届出を行ったかどうかは不明であるが、社会保険事務所(当時)に記録が無いのであれば保険料を納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を23万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月30日

私の平成18年6月賞与の記録が無いが、賃金台帳により厚生年金保険料の控除が確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する平成18年非常勤職員賃金台帳及び申立人が保管する銀行通帳の記録により、申立人は、申立期間に係る賞与について、その主張する標準賞与額(23万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和26年7月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月13日から同年8月1日まで

私は、昭和20年11月1日にA社に入社して以降、57年10月31日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社において継続して勤務し（昭和26年7月13日に同社営業部から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和26年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年4月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、47年8月11日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年4月から同年9月までは4万8,000円、同年10月から47年7月までは5万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月7日から47年8月11日まで

私は、昭和46年4月にA社B事業所（現在は、A社C事業所）に入社し、47年8月まで継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社C事業所が保管する労働者名簿によると、申立人は、昭和46年4月7日に入社し、47年8月10日に退職したことが確認できる。

また、A社C事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届によると、申立人は、昭和46年4月7日に被保険者資格を取得し、47年8月11日に退職により同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記の取得届において、申立人は健康保険の番号*で厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、健保記号番号順索引簿によると、同番号が欠番となっていることが確認できる。

加えて、D健康保険組合E支部に係る被保険者名簿によると、申立人は、昭和46年4月7日に被保険者資格を取得し、47年8月11日に退職により同資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和46年4月7日に厚生年金保険被保

険者の資格を取得し、47年8月11日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記のD健康保険組合E支部に係る被保険者名簿の記録から、昭和46年4月から同年9月までは4万8,000円、同年10月から47年7月までは5万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、同資格喪失日は20年9月3日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和19年10月から同年12月までは30円、20年1月から同年8月までは50円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月3日まで

私は、C国民学校高等科を卒業後の、昭和19年4月1日からA社に入社し、工場が閉鎖されるまで勤務した。同年10月の給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人と生年月日の一部が相違するものの、申立人と同名で、旧姓も同姓であり、かつ、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和19年6月1日、資格喪失日は20年9月3日）が確認できる上、上記元同僚の氏名は、申立人の当該被保険者記録のすぐ後に記載されていることが確認できる。

なお、厚生年金保険法の定めにより、女子労働者は、昭和19年6月1日から被保険者として適用が開始されたものの、保険料の徴収は準備期間を置いた後の同年10月1日からとされており、年金給付の対象期間は同日からとされる取扱いとなっている。

これらを総合的に判断すると、上記未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社における同被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年9月3日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記未統合記録から、昭和19年10月から同年12月までは30円、20年1月から同年8月までは50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月31日から56年1月5日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、昭和55年12月31日から56年1月5日までの期間が同被保険者となっていないとの回答をもらった。当該期間においてA社からB社に転籍したが、両社は関連会社であり、転籍に際しての空白期間は無く、当該期間を同被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職金規定（追加条項）、給料明細書及びB社の元事業主の証言から判断すると、申立人はA社及び関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和56年1月5日にA社からB社に転籍。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年11月の社会保険事務所（当時）の記録、及び申立人から提出された同年12月の給料明細書において確認できる報酬月額から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から9年3月まで

私は20歳になってから、しばらくの間は国民年金保険料を納付していなかった。しかし、私の弟が20歳になる時、母親は、弟の国民年金保険料を納付することにしたので、兄である私の分も同じようにしなければならないと考えて、私の分についても、遅れていた期間のうち、遡って納められる2年分を納付したと聞いている。当時、私としては、まだ一人前ではなく、国民年金保険料を納付することは、まだいいと思っていたが、母親は、私についても「弟と同じようになるよう遡って支払った。」と言っており、母親が保険料を支払ってきた時、「あなたの分を支払ってきておいたよ。」と言われ、負担を掛けて申し訳ないという気持ちを持ったことを印象深く覚えている。私としては、その時、私の保険料分として約20万円を負担してもらった記憶がある。よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親は、「申立人の弟が20歳になり、国民年金保険料の納付を開始することを決めたことを契機として、申立人についても弟と同様にしなければならないと考え、それまで未納となっていた申立人の分について2年分を遡って納付した。」と主張しているところ、申立人の母親は、申立期間以降、毎年、申立人とその弟の分として定期的に納付していた保険料額等については具体的な記憶があるものの、申立期間に係る保険料として遡って納付した金額及び納付場所等についての記憶は曖昧であり、具体的な納付状況が不明である。

また、オンライン記録によれば、申立人に対して基礎年金番号が付番され

たのは平成9年8月15日とされており、初めての国民年金保険料の納付が確認できるのは同年9月3日であるところ、当該番号が付番された時点において、申立期間のうち、7年6月以前の期間は、時効により保険料を過年度納付できない期間である。

さらに、申立期間に係る保険料を遡って納付したとする時期は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、保険料の収納事務は電算化処理により行われていたことから、この時期における記録管理の信頼性は高いものと考えられるところ、オンライン記録によると、申立期間は未納とされており、保険料の納付は確認できない上、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から54年3月まで

私が大学を卒業した昭和46年4月頃に、父がA市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれ、加入後の保険料は、市役所やB銀行C支店などで納めてくれた。

年金記録を確認したところ、年金手帳の資格取得日は昭和46年4月1日と記載されており、その時期から保険料を納めていたにもかかわらず、46年4月から54年3月までが未納とされていた。

また、昭和56年4月になってから、54年4月から同年6月までの領収書を送ってきたことは明らかに不自然であり、事務処理に誤りがあったと思うので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年4月頃に、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は54年5月1日に払い出されていることが確認できるが、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、上記払出しの時点において、申立期間のうち大部分は時効のため保険料を納付できなかった期間となる。

また、申立人は、申立人の父親が、納付書により市役所や銀行で保険料を納付してくれていたと思うと主張しているところ、A市によると、昭和47年度までは集金人による印紙検認方式であったとしており、一部の期間について申立人の主張する納付方法と相違する。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するには、少なくとも国民年金手帳は2冊必要となるところ、申立人は、交付された年金手帳は1冊であったと

しており、申立人が現在所持しているのは、昭和 49 年度以降に使用されている 3 制度共通の年金手帳のみである。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたとする申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間当時の状況については不明である上、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月から平成元年3月まで

私が大学在学中であった昭和61年11月当時、学生は国民年金に任意加入であったが、母がA郡B町役場で私の国民年金の加入手続を行ってくれ、加入後の国民年金保険料は同町役場の窓口で納めてくれていた。

年金記録を確認したところ、大学卒業後に国民年金に加入した記録とされており、母が納めてくれていた大学在学期間中の国民年金の記録が欠落していたので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年11月頃に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年1月8日に払い出されていることが確認できるが、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、オンライン記録によると、申立人の国民年金の資格取得日は元年4月1日であることが確認でき、申立人の所持する年金手帳の資格取得日と一致している上、B町の電算記録(納付状況照会)によると、申立期間は未加入期間と記録されていることが確認でき、行政側の記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、申立期間は大学在学中であったとしているところ、当時の国民年金法において学生は任意加入の対象者となり、制度上、加入手続時点から遡って保険料を納付することはできない。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月から63年6月まで
年金記録を確認したところ、昭和61年1月から納付しているにもかかわらず、未納とされていることが分かった。私は高校卒業後、父が経営する工場に勤め、両親、兄弟と同居しており、二歳違いの兄、弟も同じように、母が婦人会の集金人に保険料を納付してくれていたのに、私の記録のみが記録されていない。母も私の分だけ未納だったとは考えられないと話しており、記録がおかしいと思うので第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和63年8月9日にA町（現在は、B市）で申立人の元妻及び申立人の弟と連番で払い出されていることが確認できるが、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録、A町及びC町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿によると、申立人、その元妻及び申立人の弟の国民年金被保険者の資格取得日はいずれも昭和63年7月19日と記録されており、行政側の記録に不自然な点は見当たらない上、そのいずれにおいても、国民年金の資格取得月以降の保険料の納付記録は確認できるものの、申立期間の納付記録は確認できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付について具体的に記憶しておらず、申立期間の納付状況等が不明である。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から50年3月まで

私は20歳になった昭和44年頃に国民年金に加入し、加入後は自宅に送付されてきた納付書により、郵便局で保険料を納付してきた。

私は国民年金保険料を滞納したことは無く、督促などを受けたことも無かったのに、年金記録を確認したところ、昭和50年4月からの納付記録とされており、納付できないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年頃に国民年金の加入手続を行い、滞納すること無く保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は50年11月11日に払い出されていることが確認できるが、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、上記払出しの時点において、申立期間のうち48年9月以前の期間は時効のため保険料を納付できない期間となる上、同年10月以降については過年度保険料として納付が可能な期間であるが、申立人は滞納すること無く保険料を納付してきたと主張している。

また、申立人は、加入当初から納付書により郵便局で保険料を納付してきたと主張しているところ、申立期間当初の住所地であるA市によると、申立期間のうち昭和44年度までは印紙検認方式であったとしており、申立人の主張する納付方法と相違する上、申立期間の国民年金保険料を納付するには、少なくとも国民年金手帳は2冊必要となること、申立人が現在所持する年金手帳は、49年度以降に使用されている3制度共通の年金手帳のみである。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から55年3月まで

私は、昭和50年1月にA事業所を退職し、B事業所に開業前の準備期間（開業同年3月）から長女出産準備前の同年9月まで勤めていたが、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民年金に加入することになった。当時、夫が勤めていたC事業所も、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、私と夫は同時に国民年金に加入した。また、夫の弟も同じC事業所に勤めていて、その弟の妻から、保険料を5年遡って納め、国民年金に加入したことを聞き、「それまでの分を納めようか。」と話した。

加入手続は、退職後すぐにD市役所で私が夫婦二人分の手続を行い、その時に、「納付書を送ります。」との説明があり、後日送られてきた納付書で保険料を市役所の窓口で納めた。納付書は3か月分をひとまとめにしたもので金額は定かではないが、1か月1,500円で3か月分4,500円であったと思う。その後は、3か月ごとに市役所から納付書が送られてきて、その都度、市役所の窓口で保険料を納めていた。年金手帳は加入手続後に納付書と一緒に送られてきたが、3冊目が送られてきた際に更新されたと思い、新しい分だけを残して処分した。申立期間が未納とされているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の同手帳記号番号は昭和55年4月23日に連番で払い出されていることが確認でき、前後の任意加入者の資格取得日から同年同月頃に加入手続を行ったものと推認できることから、当該時点において、申立期間のうち、52年12月以前は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人に係るD市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の検認欄は空白であり、国民年金被保険者原票においても当該期間の納付記録は確認できず、その記録は、オンライン記録と一致する上、申立人に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が記憶する申立人の夫の弟夫婦との会話の内容については、その弟の妻に確認したところ、「申立てにあるような話をした覚えがあるが、昭和55年前後の頃であり、遡って納付した期間も1年程度である。」と証言している上、戸籍によると、同夫婦は54年4月*日に婚姻していることから、申立人の記憶する時期及び内容と一致していない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から55年3月まで

私の妻が昭和50年1月にA事業所を退職したため、私と妻は同時にB市役所で国民年金に加入し、保険料を納付していた。加入手続及び保険料の納付は、妻が行ってくれた。年金手帳は3冊あったが、平成3年11月にC事業所に転職した際に社会保険事務所（当時）で「記録があるので、古い年金手帳はいらない。」と言われたので廃棄した。ねんきん特別便を見たところ、加入してからの納付記録が無くなっていることから、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人夫婦の同手帳記号番号は昭和55年4月23日に連番で払い出されていることが確認でき、前後の任意加入者の資格取得日から同年同月頃に加入手続を行ったものと推認できることから、当該時点において、申立期間のうち、52年12月以前は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人に係るD市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の検認欄は空白であり、国民年金被保険者原票においても当該期間の納付記録は確認できず、その記録は、オンライン記録と一致する上、申立人に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の加入手続及び保険料納付を行っていたのは妻であるとしており、申立人はこれらに直接関与しておらず、具体的な状況は不明としている上、これらを行ったとする妻の申立内容のうち、申立人の弟の妻との会話に関する記憶については、その弟の妻の証言内容と時期及び内容等に

において一致しない。

このほか、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、昭和61年のいつ頃だったか覚えていないが、国民年金に2年遡って加入できることを知り、市役所へ出向いて年金担当窓口で国民年金の加入手続を行った。その際、職員から、「これで厚生年金保険から途切れずに続きます。」と説明を受け、加入手続の当日かどうか分からないが、郵便貯金から現金を用意して、同市役所で2年分の保険料を一括して遡って納付した記憶がある。申立期間の納付記録が無く、未納とされているので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、昭和61年頃にA市役所で一括して遡って納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は同年10月6日に同市で払い出されていることが確認でき、同市の国民年金マスターチェックリストによると、申立人の資格履歴欄の届出年月日は同年9月16日と記録されていることから、同時期に加入手続を行ったものと推認できることから、申立人が所持する年金手帳、同市の国民年金マスターチェックリスト及びオンライン記録によると、申立人は、60年4月1日に国民年金の強制加入被保険者資格を取得していることが確認できるため、申立期間のうち、59年4月から60年3月までの期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録によると、申立期間の一部の期間について昭和62年6月10日時点で未納であったことから、社会保険事務所（当時）が催告を行っている記録が確認でき、加入手続を行った61年頃に当該期間を過年度納付したとする申立内容と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料をA市役所で過年度納付したと主張しているところ、上記の国民年金手帳記号番号払出し時点(昭和61年10月)で、申立期間のうち、60年4月から61年3月までの保険料を過年度納付することは可能であったが、同市では過年度保険料は取り扱っていなかったとしている上、申立人は、過年度納付に必要な納付書を受け取った記憶、及びこれまで金融機関で保険料納付を行った記憶は無いとしており、申立人が当該期間の保険料を過年度納付したとは考え難い。

加えて、申立人は、A市役所で申立期間の保険料を遡って納付したと主張するものの、申立人から納付時期、納付金額等に関する供述は得られず、具体的な納付状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から41年3月まで

私は、昭和37年3月末に退職した後、夫と開店したA町の店に女性集金人が来ていたので、国民年金保険料を納付していたが、国民年金は自動的に加入していると思っており、夫婦共に役所等に行った覚えは無い。

昭和39年6月15日以降は、B町に新店を持ち、そこで私の保険料を納付していたが、二人で働いており、夫婦共に納付していたのに、私の保険料だけ未納とされているのは信じられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年3月に会社を退職し厚生年金保険被保険者の資格を喪失した際、自動的に国民年金被保険者の資格を取得するものと思っており、国民年金の加入手続は行っていないと主張しているが、国民年金保険料の納付を行うためには国民年金の加入手続が必要となるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は42年5月に払い出されていることが確認できるものの、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付していたと主張しているところ、A市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ると、申立期間直後の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同年4月頃に行われたものと推認でき、当該時点では、申立期間のうち37年3月から39年12月までは制度上、時効により保険料が納付できない期間である上、40年1月以降については過年度保険料として納付が可能であるが、同市によると、集金人は過年度保険料の収納は行っていなかったとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容およびこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から39年3月まで

私は、夫が独立開業したため、A市B区C町に転居した昭和38年7月頃に、近所の婦人会のD氏を通じて国民年金に加入し、保険料は、その婦人会へ3か月ごとに夫の分と一緒に600円を納付していた。当時は、保険料を納付すると1枚の紙に3個の押印がされていた。夫が会社勤めを辞めた直後であったが、私は年金に対する知識も無く、国民年金は女性が加入するものと思っていたので、「夫も加入できますか。」と尋ねたことを記憶している。また、その頃は37年*月生まれの長男の育児を行っていた時期に当たり、その子の離乳食として買い求めていたバナナ一房の金額と1か月分の保険料額が同じ100円であったことから、家計をやりくりすれば保険料を払い続けられると思い、すぐに夫と一緒に加入し、D氏に保険料を支払っていたことを覚えている。

「ねんきん特別便」で、申立期間の保険料が未納と知らされたが、その記録に納得できず、社会保険事務所（当時）に出向き、その内容を確認したところ、加入手続は自分が記憶する時期の1年後であると教えられた。しかし、私が国民年金に加入し、保険料を納付したのは、二男が生まれた昭和39年*月より前の時期である。その頃の資料等は、災害で自宅が焼失して何も残っていないが、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年7月頃に国民年金に加入し、納付組織（婦人会）を通じて夫婦一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は39年8月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、同年4月から同年6月までの

保険料を同年8月25日に納付していることから、この頃に加入手続を行ったものと推認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人は、納付組織を通じて保険料を定期的に納付していたものの、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付したとする記憶は無く、A市によれば、納付組織を含めて、過年度分の保険料を同市が収納することは無かったとしていることから、上記の加入手続を行ったと推認される時期（昭和39年8月頃）に、申立人が申立期間の保険料を過年度納付したとは考え難い。

さらに、申立期間については、一緒に保険料を納付したとする申立人の夫も未納である上、申立人に対して、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2138 (事案 1101 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から48年3月まで

私は、会社を退職してA市に帰り、自営業を営むに当たって、昭和46年9月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が未納とされていることに納得できないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年4月19日に払い出されていること、ii) 申立人は、同年3月に初めて国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立期間の国民年金保険料については、時効により納付することができないことなどから、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年6月29日付けで通知が行われている。

今回の再申立てにより、再度、調査を行ったが、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の備考欄には、国民年金の加入手続を行った日と考えられる昭和51年3月30日の日付印が確認できる上、前後の被保険者の記録から、申立人は、同日に国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、当該時点において、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付することができないことから、再申立てに係る申立人の主張は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から61年3月まで

私は、昭和59年3月末に勤務先を退職し、A市B区から実家のC町（現在は、D市）に転居して、両親と共にE業に従事し始めた。その折、妻が同町役場に行き、私の国民年金の加入手続を行い、転居した年は送られてきた納付書で保険料を納付し、翌年からは地区の婦人会の集金人に二人分の保険料を支払っていた。申立期間の納付記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、C町に転居した昭和59年4月以降、すぐに同町で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているものの、同町の国民年金被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格の取得手続きに係る受付年月日は、61年4月17日と記載されていることが確認でき、この日に加入手続を行ったものと推認されることから、申立人の妻の記憶する加入時期と符合しない。

また、申立人の妻は、申立人の国民年金保険料について、転居して加入手続を行った最初の年度は、全て送付されてきた納付書で保険料を納付したと記憶しているところ、申立人の加入手続が行われたと推認できる時点（昭和61年4月）において、申立期間のうち、60年4月から61年3月までの保険料については、現年度納付が可能ではあったものの、D市によると、当時、C町では、被保険者に対して現年度納付書を郵送することは無かったとしており、申立人の妻が記憶する内容と符合しない。

さらに、申立人の妻は、上記の納付書による保険料の納付場所は、C町役場であったと記憶しているところ、申立期間のうち、59年3月から60年3月までの保険料については、申立人の加入手続が行われたと推認できる時点（61

年4月)で過年度納付が可能であったものの、D市によると、当時、C町では、被保険者に対して過年度納付書を郵送することは無く、当該保険料を同町役場で収納することもできなかったとしていることから、申立人の妻が当該期間の保険料を過年度納付したとは考え難い。

加えて、申立人に係るC町の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者原票及びオンライン記録では、申立期間の保険料納付記録は確認できない。

このほか、申立人及び申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの期間及び平成7年3月から9年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年3月まで
② 平成7年3月から9年1月まで

私は、申立期間①は婦人会、申立期間②はA市役所B出張所で国民年金保険料を納付した。

申立期間①及び②の納付を示す資料は無いが、国民年金保険料を納付した記憶があるため、市役所及び社会保険事務所（当時）を何度も訪問したが、回答された年金記録に納得できないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金被保険者の資格を喪失すること無く、国民年金保険料を婦人会で納付していたと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は昭和60年4月12日に国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失していることが確認でき、国民年金被保険者台帳の記録と一致していることから、行政側の記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、B出張所で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人が65歳未満の任意加入被保険者の資格を取得したのは平成9年2月28日であることが確認でき、A市の記録と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①及び②はいずれも未加入期間と記録されていることから、制度上、当該期間の国民年金保険料は納付することができない上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、国民年金に加入した時に役所の人から勧められ、夫婦一緒に遡って保険料を納付した。加入した時期や遡って納付した金額の記憶は無いが、役所の人から、「これで全部支払っているよ。」と言われ、その後、60歳まで保険料を納付した。また、私は、少し多くの保険料（付加保険料）を掛けており、60歳になった時、役所で65歳まで任意で加入できると言われたが、全て納付済みと思っていたので任意加入しなかった。しかし、年金をもらい始めて約5年たった頃、出入りの銀行員から、「一人12万円損しているね。」と言われ、最近になってねんきん特別便が届き、加入時から4年間の納付記録が無いことが分かり、大変驚いた。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和42年8月頃に払い出されているものと推認できることから、この頃に加入手続を行ったものと考えられるところ、当該時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入時に夫婦一緒に遡って保険料を納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の妻の同手帳記号番号は昭和46年9月に払い出されていることが確認でき、この頃に加入手続を行ったものと推認できることから、夫婦間で加入時期が異なっていることが確認できる上、申立人及びその妻は、加入した時期及び一括して遡って納付した保険料の金額を記憶していない。

さらに、申立人の妻は、国民年金に加入したと推認できる上記の時期（昭和

46年9月頃)から60歳まで保険料を納付したとしても受給権を確保できないことから、受給権を確保するために、同時期に、過年度納付(24か月)と併せて、第1回特例納付(実施時期は、45年7月から47年6月まで)により納付(36か月)したものと推認できるのに対し、申立人は、当該時点において、60歳までの保険料納付により受給権を確保できる見込みであったことから、同時期に申立期間の保険料を特例納付する必要はなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者原票及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間の保険料は未納であることが確認でき、当該記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、結婚当初から夫婦一緒に事業を営んでおり、国民年金は制度が始まった時から、町内の集金人が店まで国民年金保険料を集金に来ていたので、ずっと夫婦一緒に納付していたにもかかわらず、ねんきん特別便を見ると、私の記録だけが未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度創設当初から申立人の夫と共に、国民年金保険料を町内の集金人に納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 39 年 9 月 14 日に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、上記払出しの時点では、申立期間のうち 36 年 4 月から 37 年 6 月までは時効により保険料を納付することができない期間である上、同年 7 月以降の申立期間は過年度保険料として納付が可能な期間であるところ、A 市によると、集金人は過年度保険料を収納することはできなかったとしている。

また、上記払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は A 市を管轄する B 社会保険事務所（当時）で払い出されているところ、申立人の夫の同手帳記号番号は、C 市を管轄する D 社会保険事務所（当時）で申立人の夫の兄夫婦と連番で払い出されていることが確認でき、申立人が申立期間の国民年金保険料を、夫婦共に納付したとする事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書、年金手帳等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、昭和48年頃に、A市の広報を見て国民年金に加入した。その後、51年3月に転居するまでは、1年分の国民年金保険料と付加保険料を一括で納付し、転居してから61年4月に第3号被保険者に切り替わるまで、3か月ごとに付加保険料を含めた国民年金保険料を郵便局か銀行で納付してきた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間の記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年11月に国民年金の任意加入の手続を行って以降、61年4月に第3号被保険者となるまで、国民年金保険料を納付し続けてきたと主張しているが、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人は、59年4月1日に国民年金被保険者の資格を喪失していることが確認でき、国民年金被保険者台帳の記録と一致していることから、行政側の記録に不自然な点は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間と記録されていることが確認できることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2144 (事案 678 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から47年4月まで

昭和40年12月に結婚した後、翌年の春に、A市B区役所の40歳代の男性と50歳代の女性の二人の職員が来訪し、自宅の庭で、「旦那さんは厚生年金保険に加入していますからいいのですが、奥様については年金に加入していない状態です。」と加入を勧められた。同じ年の夏に社会保険事務所(当時)へ年金手帳を取りに来るようにと言われ、夫が年金手帳と5枚ないし6枚の領収書を受け取った。その他、同区役所の年配の女性が集金に来ていたこと、集金人に納付できなかったときは、郵便局又は同区役所で一括して納付していたことを覚えている。夫も当時のことを鮮明に記憶しているため、現在の記録に納付できない(以上、前回と同じ申立内容)。

再度、詳しく調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年7月に払い出されており、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことや、申立人が遡ってまとめて保険料を納付した事情も見当たらないこと、ii) 申立人は、A市在住期間(40年12月から46年4月まで)に自宅で同市B区役所の職員から、夫は厚生年金保険被保険者であるが申立人は未加入であるとして、国民年金の任意加入の勧奨を受けたためこれに加入したと主張しているが、同市によると、当時の同市同区役所では厚生年金保険被保険者記録を把握しておらず、任意加入の対象者に加入勧奨を行っていたとは考え難いとして、iii) 申立期間のうち、婚姻前のC県在住期間(40年4月から同年11月まで)や、46年5月にD市に転居してから47年4月までの期間につ

いては、国民年金への加入状況及び国民年金保険料の納付方法が不明であること、iv) 申立人に係る国民年金被保険者原票、D市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳のいずれにおいても、申立人は申立期間において被保険者とされていない上、国民年金手帳の同年4月の検認欄には「不要」の押印が確認でき、同年同月まで保険料納付が不要であるとして取り扱われていたことがうかがえることなどから、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年11月5日付けで通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たって、申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな事情や資料を提示することはできないが、従前の調査結果に基づいて再度の審議を希望しているところ、当委員会では、上記の調査結果に補足調査を行い慎重に審議した結果、申立人が申立期間において国民年金被保険者であったことをうかがわせる事情を確認することはできず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から平成元年3月まで

私は、A事業所を退職（昭和60年10月）した後、国民年金に加入するのは当然の義務だと思い、その翌月にB町役場（現在は、C市）で加入手続を行って保険料を納付した。納付した際に、同町役場の女性職員に領収書を保管しておいた方がよいか尋ねたところ、「記録されているので保管しなくても大丈夫。」と言われたので、領収書は保管しなかった。いつも私が夫の分と一緒に保険料を納付していたのに、申立期間は夫だけが納付済みとなっており、私の記録が未納となっているのはおかしい。

しっかり調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所を退職後、昭和60年11月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は平成元年5月に払い出されていることが確認でき、この頃、国民年金の加入手続を行ったものと推測されることから、申立内容と符合しない上、当該加入手続を行ったと推測される時点において、申立期間のうち、62年3月以前の期間は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人がA事業所を退職した昭和60年10月から申立人の同手帳記号番号払出日である平成元年5月までのB町における全被保険者（330名）を確認したが、申立人に係る別の同手帳記号番号は確認できない。

さらに、申立人は国民年金保険料を遡って納付した記憶は無いとしている上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から61年9月まで

私は、昭和37年5月頃に国民年金の加入手続を行い、その後、A市役所へ行った際、国民年金保険料の未納期間があると聞かされたので、保険料額は覚えていないが、私が未納期間の保険料を夫婦一緒に納付した。領収書等は残っていないが、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年5月頃に国民年金の加入手続を行い、その後、A市役所へ行った際、国民年金保険料の未納期間があることを聞かされたので、未納期間の保険料を夫婦一緒に納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月20日に払い出されていることが確認できることから、この頃、申立人は国民年金に加入したものと推認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人が、昭和58年1月12日に厚生年金保険被保険者となったことに伴い、同日に国民年金の被保険者資格を喪失して以降、国民年金の被保険者資格を再取得したのは、61年10月1日であることが、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿により確認でき、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人については、国民年金被保険者台帳によると、昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料(24か月分)は、第3回特例納付実施期間の53年12月に一括納付されていることが確認できる上、申立人の国民年金

手帳記号番号と連番で払い出されている申立人の夫についても、39年4月から50年3月までの保険料（132か月分）が納付済みとなっていることがオンライン記録から確認でき、夫婦共に年金受給資格を満たすため、遡って当該期間の保険料を納付したものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 10 月 1 日から 17 年 12 月 31 日まで

私は、平成 16 年 10 月 1 日から 17 年 12 月 31 日までの間、A社において勤務しており、労働条件には社会保険（厚生年金、健康保険）に加入と記載がある上、給与から保険料が徴収されていた。申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 16 年 10 月 1 日から 17 年 12 月 31 日までの間、A社において勤務しており、労働条件には社会保険（厚生年金、健康保険）に加入と記載がある上、保険料は、毎月 3 万円、給与から徴収されていた。」と主張しているところ、申立人が保管する「給料未払金等について」（事業主が申立人宛てに交付した書面）において、「平成 17 年 12 月 2 日現在、厚生年金保険等には未加入であるが、毎月の給料から天引きしていた 3 万円については、厚生年金保険料、雇用保険料等を概算で天引きしているものである。」旨の記載が確認できる。

しかしながら、申立人は、平成 18 年 6 月*日付けでB地方裁判所に提訴した未払給料請求事件において、事業主が厚生年金保険料等として控除したものと認めている分を含めて未払賃金として返還請求を行い、請求額全額について返還請求権が確定していることから、同保険料が控除されたものとは認め難い。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、申立期間に係る申立人の雇用保険の記録も無い。

さらに、事業主に照会しても回答が得られず、当時の状況について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から50年まで

私は、昭和45年2月から50年まで、A社で勤務していたと記憶しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が全く無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間についてA社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、同社の複数の元従業員の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も連絡先が不明であり、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する元従業員27人のうち、連絡先の判明した23人に当時の状況について文書照会したところ、16人から回答があり、当時の経理担当であった二人は、「申立人を記憶しているが、経理の仕事において申立人については何も覚えておらず、在籍については事業主から何も聞いていないので知らない。」、「申立人を記憶しているが、申立人の給与計算をした記憶がない。」とそれぞれ証言しているところ、商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間当時、申立人が社長であったと供述するB社の代表取締役であることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間において申立人は国民年金の被保険者であり、そのうち昭和47年10月から48年3月までを除く期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿によると、申立期間に厚生年金保険被保険者資格

を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月から35年12月まで
② 昭和35年5月から36年1月まで

申立期間①については、A社B支店に所属し、C社D事業所内で勤務し、配達する仕事をしていた。勤務した期間にかかる厚生年金保険加入記録が無いので、調べてほしい。

また、申立期間②については、親戚の会社のE社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金記録が無いので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社B支店に所属し、C社D事業所内で、配達する仕事をしていた。」と主張しており、業務内容について詳細に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、当該事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立人に係る在籍及び厚生年金保険の加入については、確認できる資料が現存していないため不明である。」と回答しており、同社B支店の申立期間当時の事務担当者は既に死亡している上、申立人は、申立期間①当時、一緒に勤務していたとする元同僚の名前を記憶しているものの、姓のみの記憶であり、連絡先等は不明であることから、申立人の申立期間①当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立期間①当時、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者記録を有する複数の元従業員が、「入社後、一定期間経過後に厚生年金保険に加入した。」と証言している上、このうちの一人は、「入社時の身分は臨時雇用であり、その後、勤務態度・勤務成績を考慮しながら試験を受けて社員になっ

た。臨時雇用の者は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言しており、同支店では、必ずしも全ての従業員が、入社と同時に厚生年金保険に加入していたわけではなく、入社してから相当期間経過後、正社員に登用したことを契機に加入させていたことがうかがえる。

さらに、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は無い上、健康保険の被保険者番号に欠番も無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「親戚の会社のE社で勤務していた。」と主張しており、業務内容について詳細に記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、当該事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、所在地を管轄する法務局においても法人登記が見当たらない。

また、E社の事業主と思われる者、及び申立人が当該事業所への就職を紹介してくれたと供述する親戚は、いずれも既に死亡している上、申立人は、申立期間②当時、一緒に勤務していたとする元同僚の名前を記憶しているものの、姓のみの記憶であり、連絡先等が不明であることから、申立人の申立期間②当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 21 日から 9 年 11 月 20 日まで

私は、父親が社長だったA社から、B社に転籍し、継続して仕事をしてきた。転籍した時期は、はっきりしないが、年金記録に空白があるのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人の親族の証言から判断すると、申立人は申立期間においてA社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の申立期間当時の取締役3人のうち連絡先の判明した1人(残りの2人は既に死亡)に文書照会したものの、回答が得られない上、上記の申立人の親族(申立期間ではないが、同社の元役員)によると、「同社は既に倒産し、資料は何も残っていない。」と証言していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入及び保険料控除について確認できない。

また、申立人が事務担当者だったと記憶する者に照会したものの、病気のため証言を得ることができず、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録の確認できる元従業員のうち、連絡先の判明した7人に照会したところ2人から回答があったものの、唯一、「申立人のことを覚えている。」と証言する元従業員も、「申立人の勤務期間等については分からない。」と証言しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入等に係る証言が得られない。

さらに、申立人は、「申立期間に健康保険証を使用して3か所で診療を受けた。」と供述しているものの、申立人が名前を挙げた医療機関3か所のうち1か所は既に廃業し、残りの2か所も「記録が無く確認できない。」と回答して

いることから、申立人が申立期間当時に使用した健康保険証について確認できない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失後の平成7年3月8日に健康保険証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 16 日から 45 年 9 月 1 日まで
昭和 39 年 3 月 16 日にA社に入社し、B社のC店勤務を経てA社の事務職になり、その後、社内結婚し、長女出産後に退職した。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書、脱退手当金計算書等によると、オンライン記録における脱退手当金支給日と同日の「昭和 45 年 10 月 17 日小切手交付済み」の押印が確認でき、当該裁定請求書に記載されている申立人の住所は、申立人が供述する申立期間当時の住所と一致し、脱退手当金の受領窓口と思われる国庫金送金先として記載された金融機関は、当該住所地に近隣のD銀行E支店と記載されている。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和 45 年 10 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、上記の脱退手当金裁定請求書の事業所名及び所在地欄には、A社のゴム印が押されており、当該ゴム印は、裁定請求書に添付されている昭和 45 年分退職所得の源泉徴収票に記載されているゴム印と一致する上、同社の元従業員の一人は、「退職する際に会社から脱退手当金制度について簡単な説明があり、脱退手当金を受領するかどうか聞かれた。」と証言しており、事業所による代理請求の可能性がうかがえる。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
申立期間に係る標準報酬月額について、A社から提供された「厚生年金保険料 標準報酬月額改定履歴」とオンライン記録が異なっており、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る標準報酬月額について、A社から提供された「厚生年金保険料 標準報酬月額改定履歴」とオンライン記録が異なっており、訂正してほしい。」と主張しており、当該資料によると、申立期間の標準報酬月額は1万6,000円であり、オンライン記録と異なっていることが確認できる。

しかしながら、A社は、「申立人に提供した資料は、当社において、個人の年金を試算する際に、個人の標準報酬月額を十数年前にデータ化したもので、当時の標準報酬月額を証明するものではない。」と回答している。

また、A社が保管する被保険者資格取得確認通知及び標準報酬決定通知書によると、申立人の昭和34年4月1日の被保険者資格取得時の標準報酬月額は1万4,000円であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人は申立期間に係る給与明細書等を所持していない上、A社は、「当時の賃金台帳等が残っていないが、申立人に提供した「厚生年金保険料 標準報酬月額改定履歴」が間違っていた。」と回答しており、申立期間に係る厚生年金保険料控除額を確認することができない。

加えて、B社（現在は、A社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 9 月 2 日から 34 年 4 月 1 日まで
② 昭和 36 年 1 月 2 日から 39 年 10 月まで

私は、中学を卒業後の昭和 31 年 4 月 1 日に A 社へ入社し、34 年 4 月 1 日に退職した。また、35 年 5 月に B 社に入社し、3 か月の試用期間の後、同年 8 月 1 日から厚生年金保険に加入した。39 年 10 月に B 社が解散し、親会社であった C 社が B 社の従業員を引き取ったので、解散の翌日から C 社で勤務した。私たちが C 社に引き取られた時期は、厚生年金保険の記録と違っている。申立てどおり、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 31 年 4 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで、A 社に勤務していた。」と主張しており、同社が平成 19 年 12 月 10 日付けで作成した当該期間について申立人が勤務していた旨を記載した書面を提出している。

しかしながら、上記の証明書を作成した A 社の当時の事務担当者は、「申立人の顔に記憶があるので、当社に勤めていたことは間違いないと思うが、勤務期間は覚えておらず、申立人が当社に勤務していたことを示す資料は残っていない。」と回答している。

また、申立期間①当時に A 社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員のうち連絡先の判明した 32 人に照会したところ、回答のあった 25 人のうち 5 人が「申立人のことを覚えている。」と証言しているものの、当該 5 人全員が「申立人の勤務期間は覚えていない。」と証言している上、このうち昭和 33 年 3 月に資格を喪失している元従業員は「申立人は私よりも先に辞めた。」と証言しており、申立人の申立期間①当時の勤務実態につい

て確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和 35 年 5 月から 39 年 10 月まで、B 社に勤務していた。」と主張しているところ、申立人が B 社が解散した後に勤務したとする C 社が保管する 37 年 8 月 20 日付けの申立人に係る履歴書において、「現在、B 社に在職中である。」旨が記入されていることが確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が 36 年 1 月 1 日以降も同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日の昭和 36 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②は同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の期間である。

また、申立期間②当時の事業主及び事務担当者は連絡先不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「昭和 39 年 10 月に B 社が解散し、同社の従業員は親会社であった C 社に引き取られたので、解散の翌日から同社で勤務した。同社の厚生年金保険被保険者資格取得日を 38 年 12 月 1 日とする記録も間違っている。」と主張しているが、同社及び同社の元従業員に照会しても、申立人の同社の入社日を確認することができない上、B 社の元従業員の一人は「同社が解散したのは 39 年頃だったが、従業員は全員ばらばらになり、C 社に引き取られるということにはなかった。」と証言しており、申立人の主張と相違する。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 12 日から同年 8 月 1 日まで
私は、昭和 46 年 3 月 12 日に A 社に入社したが、年金記録は同年 8 月 1 日からとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 46 年 3 月 12 日から A 社に勤務した。」と主張しているところ、同社の元事業主及び元従業員の証言から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の元事業主は、「申立期間当時は試用期間を 3 か月から 6 か月ほど設けていたことから、入社と同時に厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同日に被保険者資格を取得している元従業員 7 人を把握し聞き取りを行ったところ、申立人と同期入社とする元従業員二人のうちの一は、「同社には試用期間があった。」と証言している。

さらに、B 健康保険組合は、「申立人は、昭和 46 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得している。」と回答しており、厚生年金保険の記録と一致する上、公共職業安定所が保管する申立人の A 社に係る雇用保険の被保険者記録によると、同年 12 月 4 日に資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 11 日から 35 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 34 年 1 月 11 日から 38 年 12 月 22 日まで A 社（後に、B 社。現在は、C 社）に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているのが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 34 年 1 月 11 日から A 社に勤務した。」と主張しているところ、当時の事業主の妻及び元同僚の証言から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 社は、「当時の事業主は既に死亡しているが、当時の健康保険厚生年金保険の一覧表によると、申立人は昭和 35 年 5 月 1 日に資格を取得していることが確認できる。」と回答している上、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、同日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、当時、A 社において事務全般を担当していたとする元事業主の妻は、「昭和 34 年頃は手取り給料が少なくなることから、健康保険、厚生年金保険に加入することを嫌がる従業員もおり、当時は会社が厚生年金保険に加入しておらず、加入する前に給与から保険料を控除することはなかった。」と回答している。

さらに、上記名簿により、昭和 35 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員 12 人を把握し聞き取りを行ったところ、そのうちの 6 人からは申立人を記憶している旨の証言は得られたが、申立期間における厚生年金保険料の控除について具体的な証言は得られない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。